

東京高等裁判所令和8年（ラ許）第141号

申立人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣 松本洋平

許可抗告申立理由書

令和8年3月25日

東京高等裁判所 御中

申立人代理人弁護士	福本修也
同	中山達樹
同	堀川敦
同	山地博貴

標記事件の許可抗告申立理由は、下記の通りである。

記

第1 許可抗告申立理由の要旨

原決定中コンプライアンス宣言後の不法行為に関する認定箇所は、**裁判の基本構造**から外れ、**証拠裁判主義**（非訟事件手続法49条1項、53条1項）に違反し、**自由心証主義**（民事訴訟法247条、非訟事件手続法60条）の限界を逸脱した**違法な認定**である（＝事実認定に値しない）。

原決定には、宗教法人法81条1項1号「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる**行為**をしたこと」の「**行為**」の解釈を誤った**違法**がある。

第2 一審東京地裁決定の違法

1 裁判の基本構造と自由心証主義

(1) 裁判の基本構造

裁判における事実認定は、単に「認定」という形式を整えるだけでなく、証拠に基づき、「法的評価」とは明確に区別された「**具体的事実**」を特定・確定するプロセスであることが求められる（中本敏嗣『元裁判官が語る判決書きから見た民事裁判－裁判官の思考と弁護士の訴訟活動－』21頁：「裁判上の事実認定は、当事者が主張する、過去のある時点で生じたとする出来事（事実）につき、それが真実かどうかを裁判所が証拠によって認定（判断）する作業である。民事裁判では、一方当事者が主張する事実を相手方当事者が認めるのであれば、当該事実が存在することを前提に次の手続に進むことになる。事実争いがないか、裁判所が争いのある事実について事実認定をすれば、次は、その事実認定を前提に、当事者の主張が認められるかどうかを判断していくことになる。このように、民事裁判は、まず具体的な事実を認定し、その認定された事実を前提に法律を当てはめて（法律の解釈適用）最終的な結論を出すものである。」）。これらのプロセスを欠いた認定は、「**事実認定の不足**」あるいは「**証拠に基づかない違法な事実認定**」となる。結論として、**事実の特定を欠いた認定は、形式的に「認定」という言葉が使われていたとしても、法的な意味での適正な事実認定の要件を満たしているとは言えず、それは「事実認定の不足」や「証拠に基づかない違法な事実認定」（証拠裁判主義違反）として違法と評価されるべきものである。**裁判官には、証拠に基づき、法的評価（＝殺人罪の成立、不法行為の成立など）とは区別された具体的な事実を適正に特定・確定すること（＝事実認定）が求められている。

上記を裁判の基本構造から説明すると、裁判においては、

- ①事実の特定（起訴状の「公訴事実」、訴状の「請求原因事実」など）

- ②事実の証明（証拠による立証＝書証、物証、証人尋問等）
- ③事実の認定（証拠に基づく事実認定＝証拠裁判主義）
- ④認定事実に対する規範的評価（適用法令の構成要件該当性判断＝殺人罪の成立、不法行為の成立など）
- ⑤法律上の効果（刑の宣告、金銭支払命令など）

という過程を必ず経るのであり、①～③の過程を経ないで④の評価判断がされることはない。

(2) 自由心証主義

自由心証主義を定めた民事訴訟法247条（非訟事件手続法60条で非訟事件に準用）は、「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、**事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。**」と規定する。同条から明らかな通り、裁判所が自由な心証により判決中で行う認定判断の対象は**事実の真実性**である。すなわち、同条に照らしても、上記(1)で述べた**裁判の基本構造**の①～③の過程を経ないで、④の規範的評価の認定判断（本件で言えば**不法行為の成立認定**）をすることはあり得ず、仮に裁判所が判決中でそれを行えば、自由心証主義（民事訴訟法247条）を逸脱する違法な認定ということになる。

2 一審東京地裁決定の違法

一審東京地裁決定（以下、「一審決定」という。）の最大の誤りは、**裁判の基本構造、自由心証主義及び証拠裁判主義に反する抽象的な不法行為の推測認定**であった。すなわち、コンプライアンス宣言（2009年）以降の事案で不法行為を認めた民事確定判決は2件3名に過ぎず事案の内容も貧弱なものであり（例：献金経緯は不明であるが、献金額が多額であり本人の資力を無視しているとして不法行為と認

定)、かつ、献金時期も10年以上前の古い事案であった。これでは解散させるに不十分と考えた東京地裁は、

家庭連合には、

- ① 信者が、入信前から自身や親族に、複雑な家庭環境、不幸な出来事、高齢等による判断能力の制約等があるなどの困難な事情を抱える者に対し、
- ② 教理を伝道する過程で、その教理に関連して、種々の深刻な問題の原因の多くは怨恨を持つ霊の因縁等によるものであり、このような問題を解消するためには献金等が必要である旨を繰り返し申し向けるなどして献金等を行うよう勧誘し、
- ③ その結果、借財等により原資を捻出するなどして、本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる献金等を繰り返し行わせる「本件問題状況」がある（一審決定74頁）

として、合計911名の訴訟上の和解及び訴外示談すべてにおいて、推測により不法行為が成立すると認定した（同95頁～96頁）。

しかし、推測による上記不法行為認定は、不法行為を構成する具体的行為事実（何時、誰が、誰に対し、何をして、どのような被害を生じさせた）の特定がない抽象的な十把一絡げの認定であった。「不法行為」とは、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」する行為であり（民法709条）、これは規範的法律概念であって、不法行為という名の生の事実は存在しない。

裁判で不法行為を認定するためには、その前提として、具体的行為事実の特定と証明が必要であり、それに基づいて認定した当該行為事実に規範的評価を行うことで初めて不法行為の成否が認定できるのである。具体的行為事実の特定と証明を飛ばした抽象的な不法行為の認定などあり得ない（上記1(1)の「裁判の基本構造」でいう①

～③の過程を経ずに、いきなり④に飛ぶこと）。上記推測による抽象的不法行為を大量に認定してこれらを解散事由とした一審決定は、裁判の基本構造から外れ、証拠裁判主義に違反し、自由心証主義を逸脱した違法があった（原審抗告人主張書面(7)参照）。

第3 「コンプライアンス宣言後の不法行為」に関する原決定の認定は違法

1 総説

原審においては、本件解散命令の判断に当たってコンプライアンス宣言後の事案が重要であるという認識のもと、前記第2の抗告人（本件申立人）の指摘を意識しながら原決定を起案した跡が見て取れるが、結果として一審決定と同じ誤りを犯している。

2 原決定の違法

- (1) 「平成22年以降に抗告人の信者らによって不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立する可能性が否定できない」

まず、原決定は、一審決定が「本件問題状況」で定義した内容を独自に修正し、新たに、「不相当献金等勧誘行為」（原決定別紙1-2「略称一覧表」184頁）として、

諸事情を総合的に考慮した結果、以下の1や2に該当し、加入の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金等勧誘行為

- 1 対象者に対し、未証しにより献金等行為を勧誘したり、因縁トーク等この手法により献金等行為をしないことによる害悪を告知して対象者の不安をあおった上で献金等行為を勧誘したりするなど、対象者の自由な意思を制限し、献金等行為をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に

陥らせた上で、献金等行為を勧誘すること

- 2 対象者に対し、(1)対象者の資産や収入に比して過大な献金等出捐金の支払が必要となる献金等行為や、(2)対象者の親族の意思に反し、当該親族に無断で、当該親族の財産を原資として、献金等出捐金を支払わせることとなる献金等行為など、対象者又はその親族に不当な不利益を与え、あるいは、対象者又はその親族の生活の維持に支障が生じるようになるような献金等行為を勧誘すること

と定義し、また、「不相当伝道教化勧誘等行為」（同略語一覧表 185頁）として、

以下のような伝道教化勧誘等行為であって、社会通念上相当な範疇を逸脱すると認められるもの

- 1 ① 対象者に抗告人への献金や他の者への物品の営業・販売活動及び伝道・教化活動を行わせること、並びに②対象者に行わせる他者への伝道・教化活動によって①の行為を行う抗告人の信者を再生産することによって、経済的利益を上げる目的で、
- 2 対象者に対し、伝道・教化する過程において、
 - (1) 上記 1 の目的や抗告人に関連する活動であることを秘しつつ、抗告人、抗告人の信者又はその関係者が開催するセミナー等への参加を勧誘したり（未証し）、
 - (2) セミナー等において、先祖の因縁、自己の罪深さ、地獄や霊界の存在等を教え込みつつ、抗告人の教義に基づく活動をしなければ、あるいは、抗告人の教義から離脱すれば、対象者やその親族が現世又は地獄や霊界において苦しむことになるなどと害悪を告知して不安をあおったりする方法

により、

対象者の自由な意思を抑圧し、抗告人の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、さらには、抗告人の教義から離脱することを困難な状態に陥らせた上で、

- 3 対象者に対し、抗告人の教義に基づく活動として、抗告人への献金等行為を勧誘したり、他の者に対する無償かつ過酷な物品の営業・販売活動や伝道・教化活動に従事するよう求めたりすること

と定義した上で、上記両者を併せたものを「**不相当献金等勧誘行為等**」（同略語一覧表185頁）と定義した。

原審は、上記定義のもと、原決定の「**第3 認定事実②**」の「**3 抗告人の信者らによるコンプライアンス宣言後の不相当献金等勧誘行為等の状況及び損害賠償請求等の状況**」（104頁～124頁）において、コンプライアンス宣言後の不法行為の認定を行っているが、判決が確定している「**本件確定判決**」（104頁～106頁）の2件3名、損害額合計1688万円1600円（平成25年最終出捐）を除くと、訴訟上の和解と訴訟外示談から不法行為を認定するのにかなり苦労していることがその書きぶりからも窺える。原決定では、和解等の事案で不法行為の認定を言い切ったのは「**本件和解**」（106頁～）1件のみの損害額180万円（平成28年出捐）だけである。そして、「**平成22年以降に抗告人の信者らにより不相当献金等勧誘行為等が行われた可能性が相応に認められる事案**」（108頁～）が1件で損害と認められる可能性のある額1144万8000円（平成27年最終出捐）、「**不相当献金等勧誘行為等が行われた可能性が相応に認められる本件和解以外の訴訟上の和**

解」(111頁～)が1件で損害と認められる可能性のある額が1200万円(平成26年出捐)ということである。ところが、原決定がその更に下のレベルに位置づける「(3)平成22年以降に原告人の信者らにより不相当献金等勧誘行為等が行われた可能性が否定できない事案」(113頁～)となると、138件となり損害と認められる可能性が否定できない額は9億1545万6469円に一気に跳ね上がる。

コンプラ宣言後の不法行為		対象者	損害額
A	成立	4人 ※1	1868万1600円
B	成立可能性が相応	2人 ※2	2344万8000円
C	成立可能性が否定できない	138人 ※3	9億1545万6469円 ※5
計		144人 ※4	9億5758万6069円

※1 判決3人、和解1人

※2 判決1人、和解1人

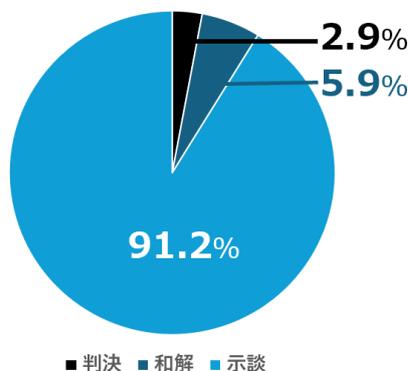
※3 和解6人、示談132人

※4 判決4人、和解8人、示談132人

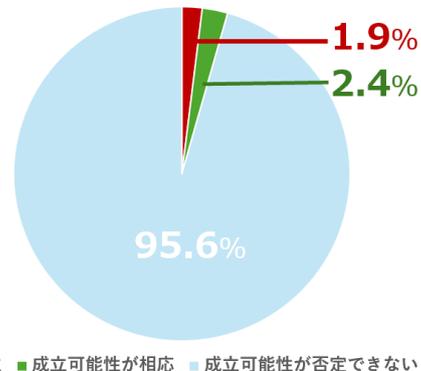
※5 和解 4236万560円、示談 8億7309万5909円

2009年コンプライアンス宣言後 3/4東京高裁決定、金額別

損害(可能性)の原因

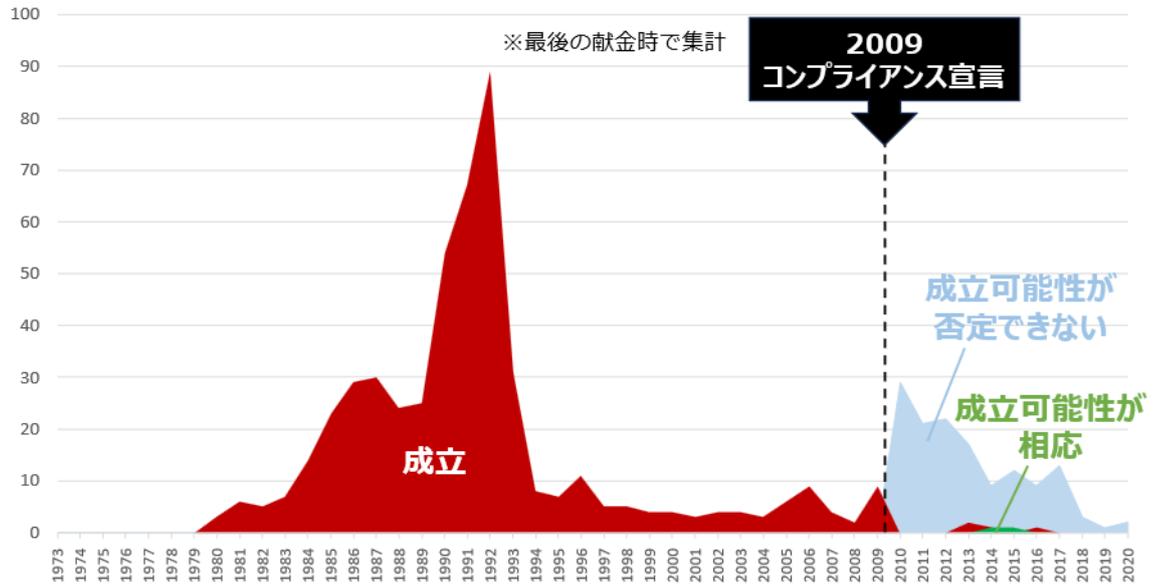


不法行為の成否



3/4高裁決定 家庭連合の不法行為

(人数) 高裁決定63頁、124頁



「不相当献金等勧誘行為等」は、原審が独自に創作した不法行為に関する類型的概念であり、「不法行為」と同様の規範的概念である。例えるならば、「窃盗」における「侵入盗」「万引き」「置引き」「すり」等の窃盗類型に相当する。具体的行為事実を特定しないで、抽象的に「被告人は侵入盗を行ったと認められる」と言ったところで、裁判上意味がない。これと同様、具体的行為事実を特定しないで、抽象的に「被告は不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等を行ったと認められる」と言ったところで、裁判上意味がなく、そもそもこれは事実認定ではない。「(不法行為に該当する)不相当献金等勧誘行為等」は事実ではなく、規範的概念に過ぎないからである。

ところが、原決定は、一審決定と同じ誤りを繰り返した。それが最も顕著に表れているのが、「(3) 平成22年以降に抗告人の信者らにより不相当献金等勧誘行為等が行われた可能性が否定できない事案」(113頁～)である。原決定は、「これらの事案について

は、平成22年以降に不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立すると確実に認定することはできないものの、その可能性を否定することもできない。」（113頁、115頁、116頁、117頁、118頁等）と非常に腰が引けた表現を用いているが、可能性が否定できないというのは認定とは言えない。それ以上に問題なのは、やはりここでも**具体的行為事実の特定がされていない**ことである。例えば、原決定別紙4「示談一覧表」では、「請求者の主張」の欄を設け、132名の請求者毎に「害悪の告知」「未証し」「高額・生活支援」「その他」「伝道教化勧誘等」「先祖解怨」の欄を設け、該当欄に「○」の表記をしているが、上記指摘の通り、これは行為事実の特定ではない。どのような未証しによる伝道勧誘を受け、どうして自由意思が制約されたのか、いつ、誰からどのような害悪の告知を受け、どういう心境でいくら献金をしたのかなど、具体的な事実の特定なくして不法行為該当性の評価・判断などできないし、その先の「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（宗教法人法81条1項1号）に該当するかどうかの規範的評価・判断ができるはずもない。したがって、「**不相当献金等勧誘行為等が行われた可能性を否定できない**」という上記評価自体、無意味である（＝裁判所の抽象的想像の類い）。このように、原決定も一審決定と同様、前記第2の1(1)でいう「裁判の基本構造」の①～③の過程を経ないで、いきなり④（規範的評価判断）に飛んでいるのである。

ただし、原決定「第3 認定事実②」の「小括」（122頁～124頁）を見ると、「平成22年以降に抗告人の信者らによって不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立する**可能性が否定できない**」事案があるという

ことが、認定事実とされている。そうは言いながら、原決定は、具体的行為事実の特定がない原決定別紙4「示談一覧表」の請求者の主張請求額であるに過ぎない平成22年以降の出捐額合計8億7309万5909円を損害として認められる可能性が否定できない金額など称して損害額を過大に見せかける印象操作を行っている。同示談一覧表の上記合計金額は認定事実②の中でも他と比べて突出して大きく、かつ、そこには本件解散命令申立時から比較的近い時期の案件が含まれているのである。損害額が大きいこと及び行為時期が比較的新しいことが、解散命令の必要性の判断に直結する重要な要素（2022年10月19日の岸田文雄元首相国会答弁で言えば「悪質性」「継続性」、乙A11）であることは、改めていうまでもない。

(2) 誤魔化しの事実認定は違法

ところで、上記認定には巧みな誤魔化しが潜んでいる。それは、抗告人（本件申立人）が行う一審決定に対する批判（前記第1の2）を回避するため、認定の対象を不法行為ないし不相当献金等勧誘行為等ではなく、「不相当献金等勧誘行為等が成立する可能性が否定できない事案があるということ」をもって認定事実としている点である。これは前提として法的評価（不相当献金等勧誘行為の該当性）を伴うものであり、果たして事実認定と言えるのかどうか甚だ疑問である。ところが、原決定は、「第4 認定事実②を踏まえた検討」に入ると、抗告人がコンプライアンス宣言後に行った対策等につき否定的評価を行い、抗告人の教義まで持ち出しながら、予算減額措置が不十分であることなどを理由に、「抗告人の信者らは、コンプライアンス宣言後も、少なくとも本件銃撃事件が発生するまでの間、抗告人によって定められた献金収入の数値目標を達成するため、以

下の(ア)や(イ)に該当し、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金を勧誘する行為（以下「不相当献金勧誘行為」という。不相当献金勧誘行為は、概念上、不相当献金等勧誘行為等に含まれるものである。）を継続して行っていたものと認めるのが相当であり、この不相当献金等勧誘行為は、不法行為に該当するといふべきである」（139頁～140頁）、「原告人の信者らは、コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、原告人によって定められた数値目標を達成するため、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行った」（153頁、原決定第4の5(2)）、「原告人の信者らは、・・・③コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていたこと（上記第4の5(2)）が認められる。」（154頁）などとして、いつの間にか断定的認定へと一気に飛躍させている。すなわち、原決定は、「原告人の信者らが、コンプライアンス宣言後も本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていたこと」（以下、「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」という。）をもって新たな認定事実としているのである。もともと、「平成22年以降に原告人の信者らによって不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、原告人に使用者責任が成立する可能性が否定できない」事案があるとしていたに過ぎないにもかかわらず、新たな具体的行為事実の特定も証拠による事実認定もないのに、どうして「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」が断定的に認められるというのか、不合理極まりない。

重ねて言うが、「不法行為に該当する不相当献金勧誘行為」は規範的な概念である。「原告人の信者らが、コンプライアンス宣言後

も本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていたこと」を事実として認定するためには、その前提として、同期間にあったとする継続的で相当件数存在する具体的行為事実を特定し、証拠をもってこれを認定し、その上で、それら特定・認定した各行為事実が不法行為に該当する不相当献金勧誘行為と評価されなければならない。裁判における事実認定は、証拠に基づき、法的評価（本件でいうと不法行為該当性の評価）とは明確に区別された具体的事実を特定・確定するプロセスであり、この前提となるべき具体的行為事実の特定・確定を欠いた上記認定は、そもそも事実の真実性に関する判断（民事訴訟法247条）ではなく、形式的に「認定」という言葉が使われていたとしても、法的な意味での適正な事実認定の要件を満たすものではない（前記第2の1(1)参照）。原決定が行った上記認定は、事実認定を装った誤魔化しである。

このように、原決定が行った認定事実②の「平成22年以降に抗告人の信者らによって不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立する可能性が否定できない」事案があること及びこれに続く「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」の認定は、一審決定と同様、裁判の基本構造から外れ、証拠裁判主義に違反し、自由心証主義の限界を逸脱した違法な認定である（厳密には事実認定に値しない）。

(3) 誤魔化し認定の真の目的

原審は、原決定「第5 解散命令の可否」の「1(1)「法令に違反して」（宗教法人法81条1項1号）」（154頁～155頁）において、コンプライアンス宣言前に関する事実認定①及び同宣言後の事実認定②で各認定した不法行為に該当する不相当献金等勧誘行

為等（最も近い事案で平成28年6月：解散命令申立時から起算して7年前）、並びに「③コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行ったこと」（原決定第4の5(2)＝「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」）が、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反」する行為（以下、「法令違反行為」という。）に当たると判断している。

そして、原決定は、同判断の後、「(3)「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（宗教法人法81条1項1号）」（155頁～157頁）において、「上記(1)③のとおり、コンプライアンス宣言後も、抗告人の信者らにより不相当献金勧誘行為が継続して行われており、損害は、上記に限定されるものではないこと、上記財産上の損害の発生は、対象者だけでなく、その家族親族にも影響を及ぼし得るものであることを考慮すれば、抗告人の信者らによる不相当献金等勧誘行為等の結果は重大であるというべきである。」

（157頁）として、「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」に言及することで結果の重大性を強調し、「抗告人の信者らは、コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、抗告人によって定められた数値目標を達成するため、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていたものと認められる（上記第4の3(1)、5(1)、(2)）。その件数や被害額は必ずしも明らかではないが、抗告人がコンプライアンス宣言後もそれまでと同水準の献金収入の予算額（目標額）を定め、抗告人の信者らに対して目標額の達成を求め、抗告人の信者らはこれに答えて目標額に近い献金を集めることに成功していたこと（認定事実②－2(1)ア、上記第4の2(2)イ）からすれば、不相当献金勧誘行為の件数や被害額は、コン

プライアンス宣言後も、それまでと同水準で推移したものと推認するのが合理的である。」（159頁）として、「コンプラ宣言後不相当勧誘行為継続事実」につき、同宣言後の件数及び被害額の推移までも推認している。

上記原審の意図は、先に行っていた「コンプラ宣言後不相当献金等勧誘行為継続事実」という違法な誤魔化し認定を利用することで、実際には事実と証拠に乏しいコンプライアンス宣言以降本件銃撃事件に至るまでの間にあったとする不法行為被害を強調することにある。なぜなら、解散命令申立時から起算して7年以上も昔の事案だけ（認定事実①及び認定事実②で各認定した不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等）を根拠に抗告人に対して解散命令を出すことができないことを、原審はよく理解しているからである。

このように、原決定は、「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」を法令違反行為に含めることを通し、「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当すると断じたのである（157頁）。本件解散命令の可否判断に当たって最も重要なことは、最近の不法行為事実の存在とその評価である。原決定は、その最重要部分を、「コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為を継続して行ったこと」（「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」）という違法な誤魔化し認定でもって埋め合わせたのであり、先行して同認定を行っておいた真の目的は正にここにある。

本件では、最近の不法行為事実と評される可能性があるのは、原決定別紙4「示談一覧表」に含まれる行為時期が比較的新しい事案である。だが、それらは、具体的行為事実の特定がなく、「平成22年以降に不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用

者責任が成立すると確実に認定することはできないものの、その可能性を否定することもできない」と原審が評する心許ない事案であり、そのようなものが「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」であるはずがない。

(4) 結論

以上、原決定が行った認定事実②の「平成22年以降に原告人の信者らによって不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、原告人に使用者責任が成立する可能性が否定できない」事案があること及びこれに続く「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」の認定は、裁判の基本構造から外れ、証拠裁判主義に違反し、自由心証主義の限界を逸脱した違法な認定であり、厳密に言えば事実認定の名に値しない。そして、この違法は決定の結果に重大な影響を及ぼすものであることは明らかである。

第4 宗教法人法81条1項1号の「行為」の解釈の誤り

前記第3(3)でも指摘した通り、原決定は、「第5 解散命令の可否」の「1(1)「法令に違反して」(宗教法人法81条1項1号)」(154頁～155頁)において、コンプライアンス宣言前に関する事実認定①及び同宣言後の事実認定②で各認定した不法行為に該当する不相当献金等勧誘行為等、並びに「③コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行ったこと」(原決定第4の5(2)＝「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」)が、宗教法人法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為(以下、「法令違反行為」という。)に当たると判断している。

しかし、「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」＝「③コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に

該当する不相当献金勧誘行為を継続して行ったこと」というのは「行為」ではない。継続的に行われてきたとされる不法行為に該当する不相当献金勧誘行為に係る具体的行為事実が特定されていない以上、「コンプラ宣言後不相当献金勧誘行為継続事実」は事実としての行為ではない。これは、裁判所が具体的事実を離れて規範的評価である不法行為に該当する不相当献金勧誘行為（第2の1(1)で述べた裁判の基本構造の①～③の過程を経ないで行った④の規範的評価判断）なるものが継続して行われていたと推測したということを示しているに過ぎない。これを「法令違反行為」に該当するとした原決定の上記判断は、明らかな法解釈の誤りである。

別件過料事件に係る令和7年3月3日最高裁決定が、

同条（注：民法709条）の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち、一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。

あるいは、

同条（注：民法709条）の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。

さらに、

以上によれば、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解するのが相当である。

と判示するように、具体的事実を離れた抽象的な不法行為が法 8 1 条 1 項 1 号の法令違反行為となるのではなく、不法行為を構成する**事実としての行為が法令違反行為となるのである**。重ねて言う、規範的法律概念である不法行為と具体的行為事実は明確に区別しなければならない。

以上、原決定の上記判断は、法 8 1 条 1 項 1 号の「行為」の解釈を誤った違法があり、これは決定の結果に重大な影響を及ぼすものであることは明らかである。

第 5 結語

前記第 2 ～ 第 4 で述べた通り、原決定は、**法令の解釈に関する重大な事項を含む問題（違法）を抱えており、抗告許可の決定がなされるべきである**。

以上